

ない」が51%、「全く知らない」が25%であった。

2) もっとも蟻川恒正は、「緊密に論理を重ねる東京地裁判決の論理層の間に、だが、隙間を見出すことは不可能ではない」とし、「駐留アメリカ軍が違憲であると断ずることは、本件被告人7名を無罪とする同判決の立論にとって必要な行論ではなかった」とする(蟻川2016:98以下)。

#### 文献

- 愛敬浩二(2017)『『統治行為』諸論の批判的考察』論究ジュリスト21号  
 青井美帆(2023)『日本国憲法から見た安保三文書』自治と分権92号  
 芦部信喜・高橋和之補訂(2023)『憲法第8版』岩波書店  
 蟻川恒正(2016)『尊厳と身分』岩波書店  
 上田勝美(1996)『新版憲法講義』法律文化社  
 浦部法穂(2016)『憲法学教室第3版』日本評論社  
 奥野恒久(2022)『2022『国家安全保障戦略』と日本国憲法』龍谷大学社会科学年報第53号  
 宍戸常寿(2010)『統治行為について』浦田一郎ほか編『立憲主義と憲法理論—山内敏弘先生古稀記念論文集』法律文化社  
 宍戸常寿(2020)『違憲審査制と統治行為論』山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地』日本評論社  
 城野一憲(2023)『安全保障政策の『転換』と憲法変動』憲法研究12  
 高見勝利(2015)『法／最高裁／統治』法律時報87巻5号  
 寺島壽一(2004)『統治行為』高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』有斐閣  
 中村浩爾(2018)『ファシズム潜在状況と研究者の気概』法の科学49  
 長谷部恭男(2015)『砂川判決における『統治行為』論』法律時報87巻5号  
 樋口陽一(1992)『憲法』創文社  
 布川玲子・新原昭治(2013)『砂川事件と田中最高裁長官』日本評論社  
 本秀紀(2019)『自衛力・戦力・条約の違憲審査』『憲法判例百選Ⅱ第7版』  
 山内敏弘(2007)『自衛隊と統治行為』『憲法判例百選Ⅱ第5版』  
 山田準次郎(1955)『統治行為について』公法研究13号

## 第2章 自衛隊への住基台帳基本4情報の 紙媒体等提供の法的検討

本多滝夫

はじめに

2023年12月16日に閣議決定された、いわゆる安保三文書(「国家安全戦略」, 「国家防衛戦略」および「防衛力整備計画」)のなかに明文化された「反撃能力」と称する「敵基地攻撃能力」の保有は、複雑な解釈論を弄したうえで、かろうじて自衛隊を「合憲」の域にとどめていた「専守防衛」の原則から逸脱するものである(坂田2023)。結果として、自衛隊の憲法の適合性はいっそう疑わしいものとなったといえる。

自衛隊の「存在感」が増す一方で、自衛隊に入隊する若者の数は減少傾向にあり、自衛隊の人員の維持そのものが危うくなっている。令和4年版防衛白書によれば、自衛隊員の定数は少なくとも過去10年間充足されたことがないようである(防衛省2022:155)。こうした慢性的な「人手不足」を背景に、防衛省は、18歳および22歳の若者への自衛官および自衛官候補生(以下「自衛官等」)の募集活動を強化するために、住民基本台帳(以下「住基台帳」)を管理している市区町村に対し、自衛隊地方協力本部(以下「自衛隊」または「協力本部」)への紙媒体、電子媒体による募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別および住所からなる、いわゆる基本4情報)の提供(以下「基本4情報の紙媒体等提供」または「紙媒体等提供」)を求める動きを強めている。

その端緒は、2019年2月13日に第198回国会衆議院予算委員会の審議において、安倍晋三首相(当時)が市区町村の6割が名簿提供に非協力である

ことは残念と答弁したことであった。その後、提供の圧力が強まり、それに抗しきれなくなったためか、2020年の「地方分権改革に関する提案募集」において、大村市をはじめ19市が「国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、『住民基本台帳の一部の写し』を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める」旨の提案（「自衛官等の募集に関する事務について『住民基本台帳の一部の写し』を国に提出できることの法定化」〔令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 総務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）管理番号18〕。以下「提案」）を行うに至ったのである。

この提案に対して、政府は上記2法の改正に踏み出すのではなく、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）」において、防衛省と総務省が「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する」との対応をするということとし、2021年2月5日に防衛省担当課長および総務省担当課長の連名により、同趣旨の通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（防人育1450号・総行住12号令和3年2月5日〔以下「令和3年通知」〕）が発出された。令和3年通知を契機に、募集対象者の名簿を紙媒体等で提供する市区町村が増えている。

ところで、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供については、福岡市の名簿提供にかかる公金支出は違法であるとする住民訴訟が提起され、2023年3月8日に福岡地方裁判所が適法である旨の判決を下している（福岡地判令5・3・8判例集未掲載〔令3年（行ウ）41〕、以下「3・8福岡地判」）。同地裁は、上記の自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出の求めとしての紙媒体等提供の求めの適否そのものを審理することなく、同条に基づく求めに応じた基本4情報の提供は利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者に提供することを例外的に許容する福岡市個人情報保護条例10条2項6号（「福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき」）に適合するとし、紙媒体等の提供は、住民基本台帳法（以下「住基法」）

12条の2が国の機関に対し住民票の写しの交付を認めていることに照らし合わせて適切だと判断した。

そこで、本稿では、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供の適法性について、住基法に定める基本4情報の開示制度、住基法または自衛隊法施行令に定める資料の提供・提出の制度および個人情報保護法に定める保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の制度<sup>1)</sup>に照らして検討を行うこととする。

## 1 住基法の開示制度に基づく紙媒体等提供の適否

住基法はそもそも基本4情報の紙媒体等提供を許容しているのであろうか。住基法には、基本4情報の開示制度として、同法11条に定める閲覧制度（以下「11条閲覧制度」）、11条の2に定める閲覧制度、12条に定める交付制度、そして、3・8福岡地判が依拠した同法12条の2に定める交付制度（以下「12条の2交付制度」）がある。以下、本稿の目的に即し、国または地方公共団体の機関に対して開示を定める11条閲覧制度と12条の2交付制度に基づいて行う基本4情報の紙媒体等提供の適否を検討することとする。

### (1) 11条閲覧制度に基づく紙媒体等提供の適否

11条閲覧制度について住基法11条第1項は「国又は地方公共団体の機関」が、市町村長（特別区区长も含む。以下同じ）に対し基本4情報のみを対象とする住民基本台帳の写しの一部（以下「写しの一部」）の閲覧請求ができる旨を定めている。もっとも、閲覧請求事由は何でもよいというわけではなく、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に限られる。

ここでいう「法令で定める事務」とは何であろうか。住基法を所管する総務省自治行政局が実質的に編者である解説書には、「本条第1項の『法令』には法律・政省令のほか、条例が含まれ、また、これらで規定された事務について定められた地方公共団体の規則や規程も含まれる」ところ、「『法令で定める事務の遂行のために必要である場合』には、国又は地方公共団体の機関が実施する広範多岐にわたる事務が広く含まれることになる」と解されている。そして、参考事例として、「地方協力本部が、これらの法令〈自衛隊法

29条1項・35条一引用者注)に基づき行う自衛隊員の募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解してよいか」との問い合わせに対し、「貴見の通り」と回答をした通知が挙げられている(市町村自治研究会2014:148)。

この解説によれば、「法令」とは個々の行政作用法に限定されるものではなく、当該機関の設置にかかる法令および条例、さらには事務配分に関する内部規範も含まれることになる。このような解釈は、その文言と一体化している「事務の遂行」という文言に照らせば、広範に過ぎるとは必ずしもいえない。もっとも、同条第2項2号は、請求機関に対し請求事由を明らかにすることを求めており、「請求事由については、単に『事務遂行のため』といった程度の抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえない」と解されている(市町村自治研究会2014:149)。

とはいえ、請求をする機関が請求事由として当該機関の所掌する特定の遂行事務を挙げるとしても、閲覧は基本4情報が当該事務の遂行のために「必要である場合」に限定される。上記の参考事例は、「必要である場合」についての解釈を示しているわけではない。住民基本台帳の写しの閲覧が制限されるに至った事情として、ダイレクトメール等の営業活動のために大量に写しが閲覧されること等が問題と考えられるようになったことが挙げられている(市町村自治研究会2014:146)。そのような事情を背景にして、住基法は、個人または法人に写しの閲覧の請求できる事由を「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施」(住基法11条の2第1項1号)、「公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施」(同2号)および「営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施」(同3号)に限定している。

したがって、国または地方公共団体の事務は抽象的には公益性が高いとはいえ、上記の事情や法11条の2第1号および第2号に照らせば、「必要がある場合」とは、当該市〈区〉町村の区域に住所を有している(と推定される)者の基本4情報を網羅的に取得しなければ当該事務の遂行が困難であると

いった事情の存在が必要であろう。

参考事例は自衛隊員の募集に関するものではあるが、写しの閲覧以外に募集対象者の基本4情報を取得する方法がないわけではない。当該協力本部が所管する地域に居住する募集対象者の基本4情報を網羅的に取得することの合理性が問われなければならない。そして、そのような事情は、防衛省において説明すべき事柄であるところ、令和3年通知にはそのようなくぐりは一切ないのである(前田2013:63)。

つぎに、かりに請求事由があるとして、本条にいう「閲覧」にはどのような行為まで含むのだろうか。閲覧とは「法令の上では、文書の記載事項の確認、証拠としての援用等の目的のために、関係者が官公署、会社等に備えてある記録、帳簿その他の文書の記載事項を調べてみる」ことを意味する(大森2023:35)。同じく開示制度を定める行政機関情報公開法が開示の方法につき、「閲覧」と「写しの交付」とを書き分けていること(行情法14条1項)に倣えば、本条の閲覧もそのように解することに合理性があろう(同旨、前田2023:62)。実際に、行政実務においては、「本条第1項の閲覧に際し、写真機又は複写機等により住民基本台帳の一部の写しを撮影又は複写することについては、これが住民基本台帳の一部の写しに記載された事項をそのままの形で取得することとなりプライバシーの侵害等につながるおそれがあること、またこのような撮影又は複写は法律でいう『閲覧』の概念を超えるものであるから、適当ではないものである(昭和61・7・25東京都指導課あて電話回答参照)」(市町村自治研究会2014:153)と解されている。そこに挙げられている理由に照らせば、妥当な解釈である。

したがって、防衛省が市町村長に募集対象者の基本4情報の提供を求めることは「事務遂行のため必要がある場合」に当たらず、また、かりに該当するとしても、基本4情報の紙媒体等提供は「閲覧」の概念を超えるものであるから、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供は住基法11条の2第1項に違反する。

しかし、令和3年通知では、自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出の求めに応じて「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住基法上、特段の問題を生ずるものではない」となっ

ている。

法律上禁止されていることがその禁止を解除する規定がないにもかかわらず、許容されるとする論理の展開はよく理解できない。善解すれば、市区町村が、当該「地域における事務」(自治法2条2項)の処理のために住民基本台帳の一部の写しを用いて作成した名簿は、当該事務の処理の産物であるから住基法の制約を受けない、ということなのであろうか。しかし、そうだとすれば、自己の事務処理上の必要性を理由に、市区町村があらかじめ住民基本台帳から基本4情報を抽出し、それを記載した資料を作成しておけば、11条閲覧制度とは別に、当該資料を通じて基本4情報の目的外利用・提供を行うことが可能になってしまう。このような手法は、住基法による制約を逃れる脱法行為であり、住基法11条1項に違反していると言わざるを得ない。

## (2) 12条の2交付制度に基づく紙媒体等提供の適否

12条の2交付制度は、不特定の住民の基本4情報の写しの閲覧を定めた先の11条閲覧制度と異なり、国または地方公共団体の機関の請求により住民基本台帳に記録されている特定の個々の住民の住民票の写しを交付する制度である(住基法12条の2第1項・2項3号)。自衛隊がその基本4情報を取得しようとする対象者は個々の住民ではなく、当該市区町村の18歳および22歳の属性を有している住民であるから、募集対象者の基本4情報の紙媒体等提供の求めは、およそ12条の2交付制度に馴染まないものといえる。かりに本制度に基づいて市区町村が備えている住民基本台帳の中から、特定することなく、18歳および22歳の住民の住民票の写しを交付したならば、それは住基法12条の2第1項に違反するものである。

にもかかわらず、次のように3・8福岡地判は本条に言及する。

「住民基本台帳法11条自体は閲覧のみを想定するものではあるが、同法12条の2では、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合に、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しを請求することができることとなっており、住民基本台帳法上、閲覧以外の方法が一切予定されていないものではない。また、住民基本台帳法1条は、同法の目的

として、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進することのみならず、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする旨を規定している。そして、本件名簿提供以前には、住民基本台帳法11条に基づき、各区市民課職員の立会いや確認の下、自衛隊職員が住民基本台帳を閲覧して、全住民の情報の中から、上記募集対象者情報を手作業で書き写す作業を行うことによる情報提供を行っていたものであるが…、これに代えて本件名簿提供を行うことは、国及び地方公共団体の行政の合理化という上記目的に適う側面を有しているといえる。」

判決の趣旨は、11条閲覧制度では書き写しが許容されること、住民票の写しの交付を認めている12条の2交付制度の存在に照らせば、紙媒体等提供は開示制度の範囲内にあるもので、そのことは行政の合理化といった住基法の目的に適合するというものであろう。

しかし、前述したように、11条閲覧制度が写しの開示を「閲覧」に限定し、写しの複写・撮影すらも認めていないこと、および、12条の2交付制度が不特定の住民の住民票の写しの交付を認めるものではないことに照らせば、3・8福岡地判の解釈は住基法の開示制度を曲解したもので、失当である。

## 2 資料の提供等としての紙媒体等提供の適否

国の機関が基本4情報を取得する手段として、住基法の開示制度のほかに、行政機関相互の間での資料の提供によるものがある。そのひとつは、住基法37条に基づく資料の提供の求めであり、もうひとつは国の地方公共団体への関与としての資料の提出の求めである。もっとも後者については、関与の基本類型を定める地方自治法には、各大臣がその担任する事務に関し直接に市区町村に資料の提出を求めることができる旨の規定はないので、個別の法律においてその旨の規定があることを要する。ここでいう個別の法令が自衛隊法施行令120条である。以下、住基法37条に基づく資料の提供による基本4情報の紙媒体等提供の適否と、自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出による基本4情報の紙媒体等提供の適否を検討することにする。

### (1) 住基法37条に基づく資料の提供としての紙媒体等提供の適否

住基法37条1項は、国の行政機関が所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住基台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができることを定めている。文理からすれば、防衛省は自衛官等の募集という所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し募集対象者の基本4情報を記載した資料の提供を求められることも解釈され得る。

しかし、行政実務においては、「本条はもともと、国の行政機関…が統計資料を得ようとする場合を想定しているものであって、例えば、総務省統計局が人口移動状況の報告を求めているような事例が考えられる」のであって、「国の行政機関…が市町村に対して求める資料の内容については、条理上制限があると解すべきである」との見解が示されてきている(市町村自治研究会2014:716)。

この点については、つぎの項とも関係するが、2003年4月23日に第156回国会衆議院個人情報保護に関する特別委員会において片山虎之助総務大臣(当時)は、自衛隊法施行令120条に基づく資料の提出としての基本4情報の提供は住基法37条1項に基づく資料の提供と同様に統計目的に限定すべきだとする質問に対して、「37条は、…例えば統計をつくるとかそういうことに限定して解釈すべきだということに一貫してなっておりまして、基本的な情報(基本4情報—引用者注)は…閲覧か写しの交付、その他法令で定める場合(に提供できる—引用者注)」と、「自衛隊法の場合には、その他法令で定める場合に該当する」と回答している。法施行令120条に基づく資料の提出の求めは、「他の法令の定めに該当する」との解釈は次項で検討するとして、ここでは、住基法37条1項は、自衛官等の募集のために援用することができない、ということを確認しておけば足りよう。

### (2) 自衛隊法施行令に基づく資料の提出としての紙媒体等提供の適否

自衛隊法施行令(以下「令」。ただし本節および次節のみ)120条が基本4情報の紙媒体等提供の根拠となるのが問題である。防衛省は、本条が「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること

ができる」と定めていることから、募集事務を遂行するためであれば、市町村に対して基本4情報の紙媒体等提供を求めることができると解している。本条を単独で読むならば、たしかに、そのような解釈の余地もあり得よう。しかし、本条は、第1号法定受託事務として政令が定める市区町村の処理する自衛官等の募集事務との関係で解釈されなければならない。

自衛隊法97条1項の委任に基づいて、内閣は、令114条から119条までの規定により都道府県知事および市町村長が処理する自衛官等の募集事務を定めている。これらの事務は、都道府県知事による陸上自衛官の募集の告示(令114条)、市町村長による陸上自衛官の応募資格の調査・志願票の受理・受験票の交付(令115条)、市町村長による応募資格の調査の、本籍地の市町村長への委嘱(令116条)、市町村長による海上自衛官・航空自衛官の募集事務(令118条)および都道府県知事および市町村長による自衛官募集の広報宣伝(令119条)に関するものであるところ、これらの事務を列挙する規定の後に、本条が置かれている。

自衛隊法97条1項に基づき政令で定める都道府県知事および市町村長が処理する事務は、第1号法定受託事務である(令162条)。第1号法定受託事務とはいえ、関与最小限度の原則(自治法245条の3第1項)が適用される以上、法定受託事務の処理に関する関与である本条に基づく資料提出の求めも必要最小限度にとどめなければならない。

そうだとすれば、本条に基づく都道府県知事または市町村長に対する資料の提出の求めは、都道府県知事または市町村長における自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきであろう<sup>2)</sup>。

したがって、防衛省がもっぱら自らの行う募集事務の便宜のために本条に基づいて資料の提出を求めること自体が本条の目的の範囲を超えた国の関与権の濫用であって、関与最小限度の原則にも反する違法な行為である(本多2023:5)。かりに本条に住基法11条1項の例外的な扱いとなる効果を与えるためには、自衛隊法106条から115条の25までの規定のように自衛隊法自体に例外規定を設けるという立法措置が必要である。

### 3 個人情報保護法69条1項に基づく紙媒体等提供の適否

さいごに、市町村長が、個人情報保護法（以下「個情法」）の例外的提供条項に基づいて、基本4情報の紙媒体等提供を適法に行うことができるか否かを検討しよう。

基本4情報は個人識別情報であるから、個情法が保護している個人情報に該当する（個情法2条1項1号）。保有個人情報については、行政機関等は、利用目的以外の目的のために他の行政機関等に提供することを原則として禁止されている（個情法69条1項）。もっとも、「法令に基づく場合」（同法69条1項）または「保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」（同法69条2項3号）は、行政機関等は他の行政機関に保有個人情報を提供することができる。すなわち、上記に列挙した2つの要件のいずれかを満たせば、自衛隊は募集対象者の基本4情報を市区町村から取得することができるわけである。

ただし、個情法を所管している個人情報保護委員会（以下「個情委」）が、問い合わせた地方公共団体に対し、令120条は個人情報保護法69条1項に定める「法令」に該当するとの見解を示していることに鑑み、本節ではかかる見解の妥当性についてのみを検討しよう。なお、管見の限り、当該見解を引用する、いずれの地方公共団体の公表文書にもその理由を説明する記載はない<sup>3)</sup>。

個情法69条1項の「法令に基づく場合」とは、実務解釈においては、「法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用または提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、『法令に基づく場合』には当たらない」、「例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において『所掌事務』等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、『法

令に基づく場合』には当たらない」と解されている（個情委2022：29）。

該当する法令の例としては、国会法104条1項（「官公署に対する報告・記録提出の要求」）、会計検査院法26条（帳簿等の提出および質問等）、刑事訴訟法197条2項（官公署に対する捜査に必要な事項の報告の求め）が挙げられることがある（宇賀2021：475）。いずれも、調査、捜査といったように資料の提出を求める目的に具体性があり、かつ、その目的と提供を求める資料との間の合理的な関連性があるものといつてよいものである。

令120条については、その文言上、資料の提供を求める目的に具体性はない。かりに、前節で検討したように、本条が、都道府県知事または市町村長における法定受託事務の処理に関して調査・確認をするための規定であるとすれば、その目的と合理的な関連性がある範囲において、市町村長に対し個人情報を記載している行政文書の提出を求めることができ、その限りで、令120条に基づく資料の提出の求めは「法令に基づく場合」に該当することもあり得よう。

しかし、すでに繰り返し述べたように、募集対象者の基本4情報の網羅的な提供の求めは令120条の目的の範囲を超えたものである。したがって、令120条に基づく基本4情報の紙媒体等提供の求めは「法令に基づく場合」には当たらない。

### おわりに

本稿のこれまでの検討によれば、自衛隊への基本4情報の紙媒体等提供は住基法にも個情法にも違反するものであることは明らかである。

令和3年通知の発端となった19市の提案は、これらの市が基本4情報の紙媒体等提供の適法性に疑いを抱いたが故のものであった。法改正に至らなかった以上、やはり紙媒体等提供は違法のままだろう。法令を所管する省庁が適法との解釈を示したからといって変わるものではない。同通知にも記載がある通り、令120条に基づく資料の提出の求めが適法であるとする防衛省および総務省の見解は技術的助言（自治法240条の3第1項）であり、市区町村はこれに従う義務はない。地方自治の本旨に照らせば国と対等の関係にあ

る以上、市区町村は所管省庁の解釈に従う義務はない。市区町村が自主解釈権を積極的に行使することを期待したい。

#### 注

- 1) デジタル社会形成整備法(令3法37)により個人情報保護法が改正され、2023年4月1日以降、地方公共団体の機関(議会を除く)の保有する個人情報についても同法が適用されることになり、同法と重複した規律となる個人情報保護条例は多くの自治体で廃止された。
- 2) 募集事務が機関委任事務として管理・執行されていた時代の自衛隊法の有権解釈(宇都宮1974:390)ですらも、令120条の「報告又は資料の提出」を「地方の実情にそくして募集が円滑に行なわれているかどうか判断する」ためのものと解し、「報告又は資料の提出」を「募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告および県勢統計等の提出」に限定していたことにも留意すべきである。なお、拙論と同様に、令120条の「資料」に、自衛官募集のために用いる氏名等の個人情報が含まれると解釈することは困難であるとする旨の見解を示すものとして、たとえば、四日市市情報公開・個人情報保護審査会令和4年4月27日答申「自衛隊に対する個人情報の提供について」を参照。
- 3) たとえば、大分市、静岡市、福岡市などのWebサイトに掲載されている「自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について」を参照。

#### 文献

- 宇都宮静男・西修(1974)『口語六法全書・第23巻 防衛法』自由国民社  
 宇賀克也(2021)『新・個人情報保護法の逐条解説』有斐閣  
 大森政輔ほか編(2023)『法令用語辞典(第11次改訂版)』学陽書房  
 個人情報保護委員会(2022)『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)令和4年1月(令和4年9月一部改正)』個人情報保護委員会Webサイト  
 坂田雅裕(2023)『憲法9条の死』『世界』966:23-30  
 市町村自治研究会(2014)『全訂 住民基本台帳法逐条解説』日本加除出版  
 防衛省(2022)『令和四年版防衛白書 日本の防衛 [資料編]』全国官報販売協同組合  
 本多滝夫(2023)「自衛官募集対象者情報の提供と自治体の自主解釈権」『季刊 自治と分権』91:4-5  
 前田定孝(2023)「市町村が住民の氏名・住所を自衛隊募集のために外部提供することの公共性?」『季刊 自治と分権』92:60-70

## 第3章 条例による議会の議決事項追加 の意義と可能性

大田直史

### はじめに

議員の出席停止処分を司法審査の対象と認めた最大判令和2・11・25(民集74巻8号2229頁)は、地方議会の「議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、……、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」とし、これを「議員としての中核的な活動」と位置づけた。また、第33次地方制度調査会は、2023年12月28日「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を公表し、地域社会で議会が果たすべき役割が重要になりつつある一方で、現実には議員のなり手不足によって投票率低下や無投票当選という事態を生じ多様性を欠いていることに対する対策を示したが、そのひとつとして議会の重要意思決定に関する事件を議決する等の役割・位置付けを地方自治法(以下、地自法という)に明示することも提言した。

本稿はこのように議会の役割が明確にされ「議会や議員がそれぞれの立場において、その重い役割や責任を自覚することが重要である」と考え、議会の役割の中心にある議決による団体意思の決定自体の意義を再確認するとともに、長と議会の二元代表制のもとで、地自法96条1項の議決事項を限定的にとらえるのではなく地自法96条2項の議決事項の追加の規定を活用して、長の権限との均衡上より意義のある権限行使を可能とすることが、議会

大田直史 (おおた なおふみ)

龍谷大学政策学部教授

主な業績：『行政サービスのインソーシング』（共著）自治体研究社、2021年。『地方自治法入門（第2版）』（共著）成文堂、2021年。『公共政策を学ぶための行政法入門』（共著）法律文化社、2018年。

豊崎七絵 (とよさき ななえ)

九州大学大学院法学研究院教授

主な業績：『刑事訴訟における事実観』日本評論社、2006年。「再審請求権の本質」法律時報 92 卷 1 号、2019年。「犯人の言動に関する経験則について」後藤昭編集代表『裁判員時代の刑事証拠法』日本評論社、2021年。

大島和夫 (おおしま かずお)

神戸市外国語大学名誉教授、京都府立大学名誉教授

主な業績：『世界金融危機と現代法』法律文化社、2009年。『日本の法学とマルクス主義』法律文化社、2019年。「資本主義世界の変化と日本」『京都府立大学学術報告・公共政策』14号、2023年。

桐山孝信 (きりやま たかのぶ) \*

大阪公立大学名誉教授

主な業績：『民主主義の国際法』有斐閣、2001年。『社会変革と社会科学—時代に対峙する思想と実践』（中村浩爾・山本健慈と共編）昭和堂、2017年。「恒藤恭の国際法・世界法研究（1）～（5完）」大阪市立大学法学雑誌 51 卷 4 号～64 卷 1・2 号（2005～2018年）。

## 編者紹介

桐山孝信 (大阪公立大学名誉教授)

本多滝夫 (龍谷大学法学部教授)

奥野恒久 (龍谷大学政策学部教授)

的場かおり (大阪大学高等共創研究院(兼)大学院法学研究科教授)

## 民主主義の深化と真価 —思想・実践・法—

2024年3月15日 第1刷発行

編者 桐山孝信・本多滝夫  
奥野恒久・的場かおり

発行者 黒川美富子

発行所 図書出版 文理閣  
京都市下京区七条河原町西南角 〒600-8146  
電話 (075) 351-7553 FAX (075) 351-7560  
<http://www.bunrikaku.com>

印刷 新日本プロセス株式会社